

いのちと避難生活を守る第7回京都公聴会

首都圏避難者の現状と取り組みについて

避難の協同センター世話人

原発避難者住宅裁判を準備する会代表

熊本 美彌子

1. 17年3月末の区域外避難者の住宅供与打ち切り

- ひとりも路頭に迷わせないと取り組んだが…
- 仮設住宅の種類により違う困難に直面
 - 公営住宅
 - 民間賃貸住宅
 - 国家公務員宿舎
 - 雇用促進住宅
 - U R 賃貸

2. 災害救助法と子ども被災者支援法

- 災害救助法の国の責任
- 内閣府告示第228号
- 子ども被災者支援法の目的、国の責務
- 基本方針で骨抜き
- ”「子ども被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅の入居について”

3. 国家公務員宿舎の継続入居契約

- 国家公務員宿舎セーフティーネット使用貸付契約書
- 財務省の福島県知事への使用許可書
- 福島県生活拠点課の要綱
- 避難の協同センター、子ども被災者支援法議連の政府、福島県交渉

4. 8月27日の福島県知事の仮設住宅供与打ち切り発表

- 対象首長を集めて5分で決定
- 避難者の意見は？

5. 住宅裁判

- 原発避難者住宅裁判を準備する会
- 福島県から調停を起こされた

6. 再び ひとりも路頭に迷わせない取り組みを

- ひだんれんの共同行動の呼びかけ
- 10月24日 共同アピール、記者会見、政府、福島県交渉